

大阪市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「大阪市立都島こども園（以下「都島こども園」という。）及び大阪市立淡路こども園（以下「淡路こども園」という。）」を「センター」に改め、同項第1号中「（以下「休日」という。）」を削り、同条中第2項を削り、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に、「前2項」を「同項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とする。

第4条第2項中「前条第3項及び第4項」を「前条第2項及び第3項」に、「同条第3項中「前2項の規定にかかわらず」を「同条第2項中「前項」に、「第4条第1項の規定にかかわらず」を「第4条第1項」に改め、「前2項の規定による」及び「同項の規定による」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

第11条中「姫島こども園及び淡路こども園」を「大阪市立姫島こども園及び大阪市立淡路こども園」に改める。

第12条中「市長は、都島こども園」を「市長は、大阪市立都島こども園（以下「都島こども園」という。）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

姫島こども園の休館日を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立児童発達支援センター条例 (抄)

(休館日)

第3条 大阪市立都島こども園 (以下「都島こども園」という。) 及び大阪市立淡路こども園 (以
センター

下「淡路こども園」という。) の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休
日」という。)

(2) 省 略

2 大阪市立姫島こども園 (以下「姫島こども園」という。) の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日及び休日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、第10条の規定によりセンターの管理を行うもの (以下「指定管
2 前項

理者」という。) は、センターの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の
同項

休館日を定めることができる。

4 省 略
3

(供用時間)

第4条 省 略

2 前条第3項及び第4項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、
第2項 第3項

同条第3項中「前2項の規定にかかわらず」とあるのは「第4条第1項の規定にかかわらず」
第2項 前項

と、「前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「同項の
規定による供用時間を変更する」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第4条第2項の規定
第3項

により読み替えられた第3条第3項」と読み替えるものとする。

第2項

(公募型センターに係る指定申請の公告)

第11条 市長は、姫島こども園 及び淡路こども園 (以下「公募型センター」と
大阪市立姫島こども園 大阪市立淡路こども園

いう。)の指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1)-(5) 省 略

(都島こども園の指定管理者の指名等)

第12条 市長は、都島こども園 の指定管理者を指定
大阪市立都島こども園 (以下「都島こども園」という。)

しようとするときは、都島こども園の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。